

文書館管理運営規則の改正について

文書館の収蔵資料検索システムの導入に伴い、文書館管理運営規則を下記のとおり改正した。

※収蔵資料検索システム

利用者の利便性の向上と文書館の業務の効率化を図るため、外部からインターネット上で文書館文書の検索、閲覧・複製に係る様式（第三号及び第四号）の自動入力及び出力を可能にし、所蔵文書の有無をシステム上で管理できるもの。

1 目的

- (1) 文書館文書の利用の際に、文書館管理運営規則により規定されている閲覧等に要する様式について、今回利用者の利便性の向上と文書館事務の効率化を図るため、様式（第三号及び第四号）の改正を行った。
- (2) 併せて、収集及び記載される個人情報についての見直しを行い、様式（第一号及び第二号）の改正を行った。

2 改正の内容

第三号様式（閲覧請求票）及び第四号様式（複製物提供申請書）

- ・システム導入に伴い所要の改正を行った。

第一号様式（閲覧証）

- ・年齢及び住所を削った。
- ・文書館の郵便番号及び住所の修正を行った。

第二号様式（閲覧証交付申請書）

- ・性別、生年月日、年齢及び職業を削った。

3 施行期日

令和5年3月1日

4 意見公募手続き（パブリックコメント）について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第8号に該当するため、意見公募手続きは実施しないものとした。